

令和6年度

山形県公共事業の評価に関する意見

令和7年1月

山形県公共事業評価監視委員会

令和6年度山形県公共事業の評価に関する意見

山形県公共事業評価監視委員会は、公共事業の一層の効率化を図るとともに、実施過程の透明性を確保するため、平成10年度に設置されて以来、27年間に渡って、幅広い観点から意見を述べてきた。

近年、地球温暖化等の気候変動の影響により全国各地で自然災害が激甚化・頻発化する中、本県でも令和2年7月、令和4年8月、さらに令和6年7月には最上・庄内を中心に発生した豪雨災害など、災害が相次いで発生しており、県民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靱化の取組みは一層重要となっている。

また、安全・安心で豊かな県民生活の実現のため、質の高い社会資本ストックを将来に向けて確実に引き継いでいくことが一層求められており、未来を見据えた施設整備に加え、既存施設の計画的な維持管理・更新を図っていくことが必要である。

当委員会では、今年度、審議を2回、令和6年7月の豪雨災害による被災箇所も含めた現地調査を1回行い、公共事業の実施にあたって、重点的、計画的に事業を推進すること、公共事業の必要性、重要性、さらにはその効果についてより一層の周知に努めること等の意見が出されたところである。

これらを踏まえ、令和6年度の公共事業の評価について、当委員会の意見を取りまとめたので提出する。

令和7年1月21日

山形県知事 吉村美栄子 殿

山形県公共事業評価監視委員会

委員長 徳永幸之

I 個別の事業及び計画に対する意見

1. 事前評価

下記8件の個別事業を審議したところ、事業実施が妥当である。

- (1) 道路事業（改築） 一般県道米沢環状線
- (2) 農村地域防災減災事業（補助事業） 最上川下流左岸（最上川）地区
- (3) 農業競争力強化農地整備事業（補助事業） 寒河江中郷地区
- (4) 農業競争力強化農地整備事業（補助事業） 金谷地区
- (5) 農業競争力強化農地整備事業（補助事業） 田茂沢蒲沢地区
- (6) 農地中間管理機構関連農地整備事業（補助事業） 森東五十川地区
- (7) 農業競争力強化農地整備事業（補助事業） 千代田地区
- (8) 農業競争力強化農地整備事業（補助事業） 上野新田地区

2. 事業中評価

下記42件の個別事業を審議したところ、継続が妥当である。

- (1) 街路整備事業 新庄都市計画道路3・4・4号北本町飛田線
- (2) 街路整備事業 村山都市計画道路3・4・5号村山駅東沢線
- (3) 街路整備事業 南陽都市計画道路3・4・5号赤湯停車場線
- (4) 街路整備事業 鶴岡都市計画道路3・4・3号羽黒橋加茂線
- (5) 街路整備事業 酒田都市計画道路3・3・4号本町東大町線
- (6) 道路事業（改築） 主要地方道山形山寺線 高瀬川橋工区
- (7) 道路事業（改築） 一般国道286号 棒原橋工区
- (8) 道路事業（改築） 一般国道344号 安田バイパス工区
- (9) 道路事業（交通安全） 一般国道287号 菖蒲工区
- (10) 道路事業（交通安全） 主要地方道山形南陽線 板宮工区
- (11) 河川改修事業 大旦川
- (12) 海岸侵食対策事業 比子地区海岸
- (13) 土砂災害対策事業（砂防） 芦沢川
- (14) 土砂災害対策事業（砂防） 平石水沢

- (15) 土砂災害対策事業（砂防） 金毘羅沢
 - (16) 土砂災害対策事業（砂防） 貫津川
 - (17) 土砂災害対策事業（砂防） 諏訪沢
 - (18) 土砂災害対策事業（砂防） 柴屋沢川
 - (19) 土砂災害対策事業（砂防） 塩水沢
 - (20) 土砂災害対策事業（砂防） たてあと沢
 - (21) 土砂災害対策事業（砂防） 滝沢
 - (22) 土砂災害対策事業（砂防） 織機川
 - (23) 土砂災害対策事業（砂防） 大沢
 - (24) 土砂災害対策事業（砂防） 馬場沢
 - (25) 土砂災害対策事業（砂防） 内倉
 - (26) 土砂災害対策事業（砂防） 湯温海 3
 - (27) 土砂災害対策事業（砂防） 日向川
 - (28) 土砂災害対策事業（地すべり） 槇の代
 - (29) 土砂災害対策事業（急傾斜） 若木
 - (30) 土砂災害対策事業（急傾斜） 城山 2 - 1
 - (31) 土砂災害対策事業（急傾斜） 長善寺
 - (32) 土砂災害対策事業（急傾斜） 神田（2）
 - (33) 土砂災害対策事業（急傾斜） 池黒（1）
 - (34) 土砂災害対策事業（急傾斜） 芦沢
 - (35) 土砂災害対策事業（急傾斜） 大林寺（6）
 - (36) 土砂災害対策事業（急傾斜） 荒砥
 - (37) 土砂災害対策事業（急傾斜） 由良（3）
 - (38) 水産基盤整備事業 山形県 2 地区（由良漁港）
 - (39) 農地整備事業 肝煎地区
 - (40) （県施行）林道事業 最上奥の細道線
 - (41) （県施行）林道事業 沼沢線
- (天童市事業)
- (42) 道路事業（改築） 市道（仮称）スマートインター1号線

3. 整備計画評価（事後評価）

下記 10 件の整備計画を審議したところ、事業効果の発現状況、目標の達成状況及び今後の方針は妥当である。

- (1) 多様な世代の安全・安心な利用と都市公園の長寿命化
- (2) 都市における無電柱化の推進（無電柱化推進計画支援）
- (3) 季節を問わず、地域間の交流連携をサポートし県内産業を支援する活力ある県土づくり
- (4) すべての人が安心して楽しくとおれる道路空間を形成し、安全安心な地域づくり（防災・安全）
- (5) 通学路の安全を確保し子供達が安心してとおれる道路空間整備（防災・安全）
- (6) 高速道路等を中心としたネットワークにより地域を結び活力ある県土整備
- (7) 自然災害に強いまちで安全で快適な暮らしをまもる県土づくり（防災・安全）
- (8) 山形県における人口減少対策の推進（地域住宅計画 第Ⅲ期）
- (9) 山形県における防災安全対策の推進（地域住宅計画 第Ⅲ期）
- (10) 山形県漁港漁村整備計画

Ⅱ 審議案件全般に関する意見

1. 近年、地球温暖化等の気候変動の影響により自然災害が激甚化・頻発化している中、災害に強い県土の整備・保全、速やかな復旧・復興や再度災害防止等に向けたハード対策とともに、関係市町村等との連携を図りながら、住民の災害に対する意識を高め迅速な避難等に繋がるソフト対策を一体的に推進すること。
2. 道路事業や街路事業の実施にあたっては、計画的に事業を推進し、事業効果の早期発現を図るとともに、広域的な交通ネットワークの視点、整備後の交通状況の変化を踏まえた沿道アクセスの視点、街づくりの視点等を十分考慮すること。併せて、通学路等の交通安全対策についても、将来の利用実態も踏まえながら継続して取り組むこと。
3. 河川事業や土砂災害対策事業の実施にあたっては、地域住民の安全・安心を確保するため、事業効果を早期に発現させるとともに、自然環境の保全へも十分配慮すること。併せて河川の流下能力を確保するため、堆積土砂や支障木の撤去を計画的に行うなど、持続可能な維持管理に繋がるように努めること。また、海岸侵食対策事業については、気候変動の影響による海面上昇等も考慮しながら、国土保全に向け計画的に実施すること。
4. 農業農村整備事業については、農業振興を図るため、農地の大区画化や用排水路の管路化、用水再編等による低コスト・省力化を推進するとともに、基幹水利施設の長寿命化に計画的に取り組むこと。併せて、農村地域の防災力を強化するため防災減災事業を促進するなど、関係機関と連携を図りながら地域の実情に応じた事業を推進すること。
5. 事業の必要性や重要性、さらにはその効果について、費用対効果分析により数値化できない要素を含め、県民に対しわかりやすく説明するよう努めること。また、公共事業評価は、事業実施の意思決定に際して重要な役割を担うものであることから、評価システムについて、引き続き不断の見直しを行いながら、より透明性の確保に努めること。

令和6年度 山形県公共事業評価監視委員会委員名簿

役名	氏名	職名
委員長	とくなが よしゆき 徳永 幸之	宮城大学事業構想学群 教授
委員	いわむら ゆきひ 岩村 幸姫	手塚・橋本法律事務所 弁護士
委員	おおとも ゆきこ 大友 幸子	山形大学 名誉教授
委員	さかもと なおき 坂本 直樹	山形大学人文社会科学部 教授
委員	くまがい ひろみ 熊谷 弘美	フリーライター
委員	とうやま ゆたか 藤山 豊	山形銀行 取締役 常務執行役員
委員	ひぐち えか 樋口 恵佳	東北公益文科大学公益学部 准教授
委員	ほりかわ けいこ 堀川 敬子	逢いの蔵 共同代表
委員	やなぎや りえ 柳谷 理恵	ぱれっと新庄介護施設 代表取締役
委員	わたなべ かつら 渡部 桂	東北芸術工科大学デザイン工学部 教授

令和7年1月1日現在

【参 考】

令和6年度「山形県公共事業評価監視委員会」の開催状況

開催年月日	出席者	審議等の内容
第1回 R6. 8. 30 (金) 14:00～17:00 (山形県建設会館 3階中会議室)	徳永委員長 岩村委員 大友委員 熊谷委員 坂本委員 樋口委員 堀川委員 渡部委員	○事業中評価について審議 (42件)
第2回 R6. 10. 15 (火) 9:00～17:00	徳永委員長 岩村委員 大友委員 藤山委員 堀川委員 渡部委員	○現地調査を実施 ・(8)道路事業(改築)(国)344号 安田バイパス工区 ・(12)海岸侵食対策事業 比子地区海岸 ・令和6年7月の豪雨災害関連箇所 ・令和6年7月の豪雨災害で効果のあった 土砂災害対策事業(砂防) ()は、事業中評価の整理番号
第3回 R6. 11. 29 (金) 13:30～16:20 (山形県測量設計 業協会 2階会議室)	徳永委員長 岩村委員 大友委員 熊谷委員 藤山委員 樋口委員 堀川委員 柳谷委員	○事前評価について審議 (8件) ○整備計画評価(事後評価)について 審議 (10件)

山形県公共事業評価実施要綱

(名 称)

第1条 この要綱は、山形県公共事業評価実施要綱（以下「実施要綱」という。）と称する。

(目 的)

第2条 公共事業評価（以下「評価」という。）は、山形県において実施する公共事業の一層の効率化及び重点化を図るとともに、その採択から実施に至る過程の透明性の確保を目的とする。

(評価の実施方法)

第3条 評価の実施方法については、評価を実施する各部局の公共事業評価実施要領（以下「実施要領」という。）で定める。

(対象の事業及び整備計画)

第4条 評価の対象は、各部局において実施する公共事業で、県が事業主体となるもの（維持管理に係る事業を除く。）及び交付金の整備計画（社会資本総合整備計画、農山漁村地域整備計画、農山漁村地域自主戦略整備計画等、以下「整備計画」という。）とし、各部局の実施要領で定める。

(実施体制)

第5条 評価を実施する部局は、評価対象の事業及び整備計画を選定し、その方針を決定するため「公共事業評価検討会議」（以下、「検討会議」という。）を設置する。

(客観性及び透明性の確保)

第6条 県は、評価の実施に際して、客観性及び透明性を確保するために、次の方策を講じる。

(1) 山形県公共事業評価監視委員会の設置

評価を実施するに当たり、第三者からの意見を聴き、尊重する仕組みを導入するため、「山形県公共事業評価監視委員会」（以下「監視委員会」という。）を設置する。

(2) 監視委員会からの意見の聴取

各部局の実施要領で定めた事項については、監視委員会の意見を聞かなければならない。

(3) 監視委員会の意見の提出

監視委員会は、(2)で提出された事項の必要性・効果等を客観的に審査し、今後の事業の執行、整備計画、及び評価制度について、知事あて意見を提出するものとする。

(4) 評価結果等の公表

評価結果・対応方針等は、結論に至った時点において、その経緯・評価の根拠とともに公表する。

(5) 監視委員会は、公開を原則とする。

(対応方針の決定)

第7条 知事は、監視委員会からの意見の提出があった事項については、その意見を尊重し対応方針を決定するものとする。

(その他)

第8条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成10年10月 6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年 3月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 4月 1日から施行する。

山形県公共事業評価監視委員会設置要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、山形県公共事業評価実施要綱（以下「要綱」という。）第6条(1)の規定により設置する山形県公共事業評価監視委員会（以下「監視委員会」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(所 掌)

第2条 監視委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 要綱第6条(2)に基づく知事あての意見の提出
- (2) 市町村が実施する事業の事業評価に関し、当該市町村長から依頼があった場合の審査及び当該市町村長への意見の提出

(組 織)

第3条 監視委員会は、委員10人以内をもって組織する。

- 2 委員は、地域の実情をよく理解している公平な立場にある有識者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 監視委員会に委員長を置き、委員の互選によって決定する。

- 2 委員長は、会務を総括する。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 監視委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができる。

6 会議で用いた資料等の取扱いについては、監視委員会が決定する。

(庶務)

第6条 監視委員会の庶務は、県土整備部管理課及び農林水産部農村整備課において所管する。

(その他)

第7条 この要領に規定するもののほか、監視委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が監視委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成10年10月 6日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年 3月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年 5月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年 4月 1日から施行する。